

ケアハウス さくらの郷 利用契約書

ケアハウスさくらの郷を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

(目的)

第1条 社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園（以下「事業者」という。）が開設するケアハウスさくらの郷（以下「施設」という。）は、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、施設サービスを入所者（以下「入所者」という。）に対し、入所者が安心して生き生きと明るく生活できることを目的として、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立って契約に定める各種サービスを提供します。

2 施設が、入所者に対して実施する施設サービスの内容は、『重要事項説明書』に基づき行います。

3 入所者は、第23条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

(対象者)

第2条 施設を利用できる方は、次の各号のすべてに該当する方になります。

- 一 年齢が60歳以上である方。ただし、配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により入所者と共に入所が必要であると認められる方についてはこの限りではありません。
- 二 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な方。
- 三 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方。
- 四 生活費に充てることができる所得などがあり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能である方。

(契約期間)

第3条 契約期間は令和 年 月 日から、第23条から第26条に基づく契約の解除がなされる日までとします。

2 前項に定める入所可能日をもってこの契約の効力が発生します。

(各種サービス)

第4条 施設が入所者に対し提供するサービスは、次の通りとします。

- 一 食事の提供
- 二 入浴の機会の提供
- 三 外出の機会の確保
- 四 レクリエーション及び行事
- 五 ご家族交流の機会の確保
- 六 心身の状況の把握
- 七 相談及び助言

- 八 要介護認定の申請等に係る手続きの支援
- 九 入所者が要介護状態等になった場合、適切な居宅サービスを受けるための援助
- 十 定期的な健康診断の機会の確保

その他、第1条に定める目的の達成のために必要と思われるサービスを提供します。

(入所者等への説明)

- 第5条** 施設は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、入所者に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 代理人は、本契約に基づいて施設から行われる前項の説明及び報告等について、入所者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

(運営規程の遵守)

- 第6条** 施設は、別に定める管理規程に従い、必要な人員を配置して、入所者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における管理規程については、本契約に付随するものとして、施設、入所者又は代理人ともに遵守するものとし、施設がこれを変更する場合は、入所者又は代理人に対して事前に説明することとします。
- 3 入所者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(サービス利用料金の支払い)

- 第8条** 施設は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができるものとします。
- 一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として施設を所管する自治体の首長が定める額に限る。)
 - 二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。ただし、施設を所管する自治体の首長が定める額を上限額とする)
 - 三 居住に要する費用
 - 四 居室に係る光熱水費
 - 五 入所者及び代理人が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 六 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は代理人に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ます。
- 3 施設は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月1日までに入所者に請求し、入所者又は代理人はこれを翌月15日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

(利用料金の変更)

- 第9条** 前条第1項第二号から第六号に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、入所者又は代理人に対して、変更を行う日

の1月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができません。

- 2 入所者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(施設及びサービス従業者の義務)

第10条 施設及び従業者は、サービスの提供に当たって、入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入所者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 3 施設及び従業者は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より2年間保管し、入所者又は代理人の請求に応じて、これを閲覧出来ることとします。

(入所者の収入状況等の把握)

第11条 施設は、入所者に入所時及び毎年、利用料認定に要する入所者に係る次の資料の提出を求め、入所者はこれに応じるものとします。

一 収入額の認定に必要な書類

イ 前年分の所得税確定申告の写し

ロ 確定申告のない場合は、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票その他収入を証明できる書類

二 必要経費の認定に要する書類

イ 租税、医療費、社会保険料等の領収書

ロ その他、必要経費を証明できる書類

三 その他、施設が指定する書類

(居室の変更)

第12条 施設は、入所者が次の各号の一つに該当するときは、居室の変更をすることができます。

一 入所者の心身状態の変化等により、居室を変更することが適当と認められたとき

二 その他、入所者からの申し出も含め、施設の運営上から必要と認めるとき

- 2 前項の居室の変更は、予め事前に入所者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(造作、模様替え等の制限)

第13条 入所者は居室の造作、模様替えをするときは、施設に対し予め書面によりその内容を届け出て、施設の承認を得なければなりません。

- 2 入所者は、居室以外については、造作、模様替え等をしてはなりません。

- 3 入所者は入所期間中に、施設に許可をとって行った造作及び模様替えであっても、第15条(原状回復の義務並びに費用の負担)に準じ原状回復を行うものとします。

(居室内の修繕及び改修)

第 14 条 居室内の設備について、経年に伴う劣化や通常の使用による破損や故障等に関する修繕、改修を行うときは、その費用は施設が負担します。

2 施設は、前項の補修、改修を行う部分の細目については、予め入所者に通知するものとします。

(原状回復の義務並びに費用の負担)

第 15 条 入所者は施設及び備品について、入所者の責に基づき汚損、破壊若しくは滅失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければなりません。

2 入所者は、この契約を解除又は終了した場合において入所者の居室を施設に明け渡すとき、修理若しくは取り替えを要する場合には、その費用は入所者が負担しなければなりません。

(入所者の施設利用上の注意義務等)

第 16 条 入所者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 入所者又は代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設及び従業者が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、施設は、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 入所者又は代理人は、入所者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 入所者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入所者又は代理人と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(禁止行為)

第 17 条 入所者及び代理人は、施設内で次の各号に該当する行為してはいけません。

- 一 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- 二 職員又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- 三 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- 四 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- 五 職員及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力等の犯罪行為
- 六 その他決められたもの以外の物の持ち込み

(損害賠償責任)

第 18 条 施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入所者又は代理人に生じた損害について賠償する責任を負います。第 31 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 19 条 施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- 一 入所者又は代理人が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 入所者又は代理人が、入所者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 入所者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 四 入所者又は代理人が、施設又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 20 条 施設は、契約の有効期間中、地震・洪水・大雪等の自然災害、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入所者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、施設は、入所者又は代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(一部外泊および長期不在)

第 21 条 入所者は、施設の同意を得た上で、おおむね 1 週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、入所者又は代理人は宿泊開始日の 3 日前までに施設に届け出るものとします。

- 2 入所者がある居室に 1 か月以上不在となる場合には、入所者は施設に対し予めその旨を届け出るとともに、各種費用の支払、居室の保全、連絡方法等について施設と協議するものとします。

(立ち入り)

第 22 条 施設は入所者の緊急事態への対応、及び居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められるときは、入所者の承認を得ることなく居室に立ち入ることが出来ます。

(契約の終了事由)

第 23 条 入所者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い施設が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 入所者が死亡した場合
- 二 身体機能の低下等により、要介護認定を受け施設での生活が困難となった場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な棄損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 第 24 条から第 26 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(入所者又は代理人からの中途解約等)

第 24 条 入所者又は代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、入所者又は代理人は契約終了を希望する日の 30 日前までに施設に通知するものとします。

- 2 入所者又は代理人は、第 6 条第 3 項、第 9 条第 2 項の場合及び入所者が他の施設に入所した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 入所者又は代理人が第 1 項の通知を行わずに、入所者が居室から退去した場合には、施設は、入所者又は代理人に解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、入所者又は代理人が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

(入所者又は代理人からの契約解除)

第 25 条 入所者又は代理人は、施設若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 施設若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 施設若しくは従業者が第 31 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 施設若しくは従業者が故意又は過失により入所者及び代理人の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

(施設からの契約解除)

第 26 条 施設は、入所者又は代理人が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 入所者又は代理人が、契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 入所者又は代理人による、第 8 条第 1 項第一号から第六号に定めるサービス利用料金の支払いが 3 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
 - 三 入所者の心身状況の変化に伴い、介護保険サービスを受けることが必要な状態にも関わらず、必要な介護保険サービスを受けることができなくなった場合
 - 四 入所者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又は従業者若しくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 五 入所者が連続して 90 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
 - 六 入所者が介護老人福祉施設等に入所した場合若しくは介護医療院等に入院した場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに施設が入所者に対して実施したサービスの利用料金については、全額入所者負担とし、入所者又は代理人は施設からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

(契約の終了に伴う援助)

第 27 条 本契約が終了し、入所者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、入所者又は代理人の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者及び代理人に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院若しくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業所の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

2 前条の規定により契約が解除され、入所者が施設を退所する場合には、入所者又は代理人の希望により、施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第一号から第三号に定める援助を入所者及び代理人に対して速やかに行うよう努めるものとします。

(居室の明け渡し、精算)

第 28 条 第 23 条により本契約が終了する場合において、入所者又は代理人は、入所者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 15 条第 1 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、入所者の居室を明け渡すものとします。

(残置物の引取等)

第 29 条 施設は、本契約が終了した後、入所者の残置物がある場合には、入所者又は代理人にその旨連絡するものとします。

- 2 入所者又は代理人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡するものとし、施設は、相当な理由があると認めた場合はその期間を猶予するものとします。
- 3 施設は、前項ただし書の場合を除いて、入所者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を入所者又は代理人に引き渡すものとし、入所者及び代理人がこれを引き取らない場合には、入所者は残置物について所有権を放棄し、施設は任意の方法で売却、廃棄その他の処分を行うことができることとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は入所者の負担とし、入所者又は代理人は施設からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

(連帯保証人等)

第 30 条 連帯保証人は、入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 140 円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者又は連帯保証人が死亡したとき、もしくは連帯保証人が破産手続開始決定を受けたときに、確定するものとします。
- 4 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。
- 6 連帯保証人は、身元引受人を兼ねるものとします。
- 7 身元引受人は、利用契約が終了した後、施設に残された入所者の残置物を入所者又は代理人

が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分に係る費用を負担するものとします。

(守秘義務等)

第 31 条 従業者は、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らさないことを厳守します。

2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第 32 条 施設は、その提供したサービスに関する入所者又は代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 33 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、施設は入所者及び代理人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 新潟県上越市西城町2丁目3番12号
事業者名 社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園
代表者職・氏名 理事長 伊能 哲大 印
説明者職・氏名 _____ 印

利用者 ご住所
お名前 _____ 印

代理人 ご住所
お名前 _____ 印

身元引受人 ご住所
お名前 _____ 印